

中小企業等復旧・復興支援事業 (空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び商工会・商工会議所の県内における事業再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律の規定に基づく規制の対象となる業種を除く。

3 この要綱において「商工会・商工会議所」とは、商工法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会、及び商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所をいう。

4 この要綱において「警戒区域等」とは、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、第15条第3項の規定に基づく屋内退避区域をいう。ただし屋内退避区域は、その区域が設定されていた期間内に補助事業を行った場合に限る。

(補助金の交付基準)

第3条 補助金は別表1により交付するものとする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助金の対象となる経費の20%以内の減少であって、事業計画の大幅な変更がないものをいう

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者及び商工会・商工会議所(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を、福島県知事に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 申請書に添付する書類は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付申請書の内容が適性であると認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により申請者へ通知するものとする。(様式第2号)

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(変更の申請)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、事業実績報告書(様式第4号)により、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第9条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 全項の規定にかかわらず、知事が必要であると認める場合は、補助事業者が提出する補助金概算払請求書（様式第8号）により概算払いをすることができる。

（交付決定の取り消し）

第13条 知事は、補助金の交付を受けた中小企業及び商工会・商工会議所が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受け期間、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間とする。

（会計帳簿等の整備等）

第15条 補助金の交付を受けた中小企業及び商工会・商工会議所は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成23年6月17日から実施し、平成23年3月11日から適用する。

【空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業】

別表1 補助金交付基準

項目	内容
補助対象者	東日本大震災により自ら使用する事業用建物（工場、店舗、事務所等）が半壊、全壊、又は、警戒区域等にあり、県内で空き工場・空き店舗等を借り上げ、現状を回復するための事業再開を行う中小企業者及び商工会・商工会議所
補助対象経費	<p>空き工場・店舗等を借り上げるための費用（土地及び建物） 県が土地及び建物を借り上げる場合（製造業に限る。）は賃借料を県が支払い、当該経費は中小企業者への補助対象から除く。 住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗部分に係る部分を補助対象とする。 被災した工場・店舗等から設備を移設する費用 空き工場・店舗等を利用するにあたり必要となる改装費 中小企業者及び商工会・商工会議所が設備を借り上げるための費用</p>
補助率	<p>全壊・警戒区域等 3 / 4 以内 半壊 1 / 2 以内</p>
補助金額	<p>補助対象経費に補助率を乗じた額。 ただし、千円未満の端数は切り捨てる。また、1 事業所あたり 2 5 0 千円を補助下限額とし（製造業においては 5 0 0 千円）、5 , 0 0 0 千円（製造業は 2 5 , 0 0 0 千円、県が土地・建物を借り上げた場合は 1 8 , 0 0 0 千円）を補助上限額とする。</p>

1 事業所あたり補助申請は 1 回限りとする。

別表2 添付書類

提出時期	事業計画の作成後、速やかに提出すること。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が交付する「り災証明書」又は第9号様式 ・被災状況が確認できる書面、写真等 ・警戒区域等に該当する場合、区域内に工場等があることが確認できる書類 ・貸し工場・店舗等に要する費用が確認できる書類 （賃貸契約書、工事委託契約書の写し等） ・住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗部分の延べ床面積が把握できる平面図 ・貸し工場・店舗等の位置図等 ・その他知事が特に必要と認めるもの

事務手続きフロー

事業名: 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業

